

(平成23年7月6日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	12 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年5月及び同年6月の国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年5月から同年10月まで  
② 昭和54年9月から56年3月まで  
③ 昭和56年5月及び同年6月  
④ 昭和56年10月から57年4月まで  
⑤ 昭和57年5月及び同年6月

昭和53年4月末に勤務先を退社後、A市B区役所C支所で国民年金の加入手続を行い、1か月分か2か月分かは覚えていないが国民年金保険料を窓口で納付した。金額は3,000円ぐらいだったと記憶している。勤務先を辞めた時は必ず国民年金の加入手続を行い、申立期間②以降は付加保険料も納付していた。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和53年5月及び同年6月について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号（\*、以下「手番（i）」という。）は、A市B区において同年5月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できるとともに、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びA市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、当該期間の保険料が付加保険料も含めて納付済みとなっていることが確認でき、還付整理簿及び特殊台帳において、厚生年金保険加入による取下げを理由として55年1月に還付

された記録となっているが、当該期間は厚生年金保険の被保険者期間ではなく、国民年金の強制被保険者期間であることから、行政側の還付処理が適切に行われなかったことがうかがわれる。

一方、申立期間①のうち、昭和 53 年 7 月から同年 10 月まで及び申立期間②、③、④、⑤については、上記のとおり、国民年金保険料納付の前提となる手番（i）は 53 年 5 月に払い出されているものの、A 市の国民年金収滞納リストでは、申立期間①のうち、同年 7 月から同年 10 月まで及び申立期間②の保険料は未納、昭和 56 年度以降は取消しとされており、このことは、特殊台帳において、上記の還付処理がなされた後、手番（i）を取消処理していることが確認できることとも符合することから、この国民年金手帳記号番号では、当該期間の保険料を納付されなかったものと考えられる。

また、申立人には、昭和 56 年 6 月に手番（i）とは別の国民年金手帳記号番号（\*、以下「手番（ii）」という。）が D 郡 E 町（現在は、F 町）において払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できるが、手番（ii）に係る E 町の国民年金被保険者名簿において、国民年金被保険者の資格記録は、53 年 5 月 1 日から同年 10 月 30 日までとされていることが確認でき、当該期間は、手番（ii）の払出時点において、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、当該期間のほかに資格記録は無く、この国民年金手帳記号番号でも、保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人には、昭和 56 年 7 月に手番（i）及び手番（ii）とは別の国民年金手帳記号番号（\*、以下「手番（iii）」という。）が B 区において払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できるが、手番（iii）の払出時点では、申立期間①のうち、53 年 7 月から同年 10 月までは既に時効により国民年金保険料を納付できず、申立期間②の保険料を納付するには過年度納付によることとなる上、手番（iii）に係る A 市の国民年金収滞納リストでは、申立期間③、④及び⑤について現年度納付がなされた記録は無く、申立人からも遡って納付したとの主張は無いことを踏まえると、この国民年金手帳記号番号でも、申立期間①のうち同年 7 月から同年 10 月まで及び申立期間②、③、④、⑤の保険料は納付されなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間①のうち昭和 53 年 7 月から同年 10 月まで及び申立期間②、③、④、⑤の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、上記 3 件とは別の国

民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、上記3件とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年5月及び同年6月については、付加保険料を含め国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から48年3月まで

20歳の頃、A県B郡C村役場から国民年金に加入するよう勧められたので、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は3か月ごとに母親又は自分が納付していたのに、申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、41年2月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認されることから、当該期間の保険料は現年度納付が可能であり、保険料を納付してくれたとする申立人の母親及び長兄も、当該期間の保険料は納付済みであることがオンライン記録により確認できることから、申立人についても当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和41年4月から48年3月までについて、申立人は、41年4月1日に国民年金の被保険者資格を喪失し、48年4月1日に同被保険者資格を再取得していることが、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳により確認でき、これはオンライン記録とも一致していることから、当該期間は、国民年金に未加入の期間であり、当該期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の母親及び申立人が申立期間のうち、昭和 41 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、A 県内全てを対象に「D（漢字）」及び「E（カナ）」で検索し、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 7 月から 63 年 6 月まで  
② 平成元年 5 月

会社を経営していた父親が、昭和 63 年\*月\*日に亡くなったため、同年 7 月頃、母親と一緒に A 社会保険事務所（当時）で父親の保険証を返す手続きを行い、次に B 市役所で国民健康保険の加入手続きを行った。その際、私が国民年金に加入していなかったため 2 年前に遡って未納の国民年金保険料を納付するように言われたので、国民年金の加入手続きを行い、その時から 2 年間は、毎月 2 か月分を納付してきた。保険料は母親と一緒に納付してくれており、弟が 20 歳になってからは、母親、私、弟の 3 人分を納付してくれていた。申立期間が未納とされていることには納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②は 1 か月と短期間であるとともに、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により、平成 2 年 8 月頃に払い出されたものと推認でき、この頃国民年金の加入手続きを行ったものと考えられ、この時点で、過年度納付が可能である上、前後の期間である昭和 63 年 7 月から平成元年 4 月までの期間及び同年 6 月から 2 年 3 月までの期間の保険料を、同年 10 月 19 日から 4 年 4 月 20 日までの間に定期的に過年度納付していることがオンライン記録及び領収済通知書において確認できることから、申立期間②の保険料についても過年度

納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、上記のとおり、申立人は、平成2年8月頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立内容とは符合しない上、加入時点では、当該期間は既に時効であったことから、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成13年6月から14年3月までの国民年金保険料については、全額申請免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年6月から14年3月まで

平成13年\*月に夫が病死したため、A県B市役所で国民年金保険料の免除手続を行った。申立期間は妊婦で専業主婦だったにもかかわらず、学生納付特例となっており、保険料の全額申請免除期間になっていないことには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立期間は学生納付特例期間とされているが、A県B市の電算記録では、申立期間について、平成13年6月8日に異動事由「申免該当」として申請がなされ、承認されていることが確認できる上、申立人が承認時に居住していたC市の電算記録においても、「申免承認」、「H13.06 - H14.03」とされていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時は学生ではなく、専業主婦で妊婦であったとしているところ、i) 申立期間直前が第3号被保険者期間であったこと、ii) 夫は平成13年\*月\*日に死亡し、同年\*月\*日に申立人は出産していることを踏まえると、その陳述に不自然さはいかかわらず、申立期間の国民年金保険料については、直後の期間と同様、全額免除申請を行い、承認されていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料について全額申請免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年11月1日から29年4月14日まで  
A会B所（現在は、株式会社C）における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みになっていることを知ったが、受給した記憶は無いので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人に支給されたとされる脱退手当金の額は2万5,864円と記録されている。

しかしながら、被保険者名簿を基に計算した法定支給額は1万228円であり、当該誤差の発生原因は不明であるが、年金記録上の支給額と法定支給額との差は1万5,636円と過大であることから、申立人に係る脱退手当金について、適正な事務処理が行われたとは言い難い。

また、申立人は国民年金制度発足時から国民年金へ任意加入しており、その後60歳に達する直前まで長期間欠かさず保険料を納付していることから、支給決定当時における申立人の年金継続に対する意識は高かったものと推認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月 1 日から 43 年 10 月 16 日まで  
申立期間について、昭和 45 年 8 月 14 日に脱退手当金が支払われたと  
なっているが、脱退手当金をもらった記憶が無いので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると申立人は、A株式会社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年10か月後の昭和45年8月14日に脱退手当金を支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は当該事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に国民年金に加入し、昭和43年10月から国民年金保険料を現年度納付しており、脱退手当金支給記録のある当時を含め、長期間欠かさず保険料を納付していることから、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、申立人は昭和43年12月\*日に婚姻し、改姓しているが、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず、申立期間の脱退手当金は改姓後約1年8か月後に旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

加えて脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保

険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人の厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間よりも長い最初の 78 か月の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していたとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から同年5月まで

退職時に国民年金に加入するように勧められたので、平成2年1月頃国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、郵送されてきた納付書により、5か月分を納期限直前に一括で納付した。申立期間が未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年1月頃国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、郵送されてきた納付書により、5か月分を納期限直前に一括で納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年8月15日付けでA市B区において婚姻後の姓で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点において、申立期間の保険料を納付するには現年度納付及び過年度納付によることとなるが、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間のうち、同年1月から同年3月までは登載されておらず、同年4月及び同年5月は「未納」とされていることから、現年度納付はなされなかったものと考えられ、申立期間の保険料を一括で納付するには過年度納付によることとなるが、オンライン記録において過年度保険料の納付書が発行された形跡は見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年9月から10年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月から10年8月まで  
リストラにより失業した平成9年9月頃に、社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続きを行い、免除申請も行ったが免除は認められなかったため、送付された納付書で申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付した。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年9月頃に、社会保険事務所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は納付書により金融機関で納付したと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の記録は、平成9年1月1日付けで付番された基礎年金番号により、最初の国民年金被保険者資格取得日を13年10月21日として管理されていることがオンライン記録において確認でき、A市が国民年金の加入状況等を記録している国民年金収滞納リストに、申立人は申立期間について登載されておらず、同市では被保険者として管理していなかったものと考えられることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、平成9年9月21日に厚生年金被保険者資格を喪失しており、同日付けで国民年金第1号被保険者への切替手続きを行う必要があったが、申立人が主張する時期に当該手続きはなされず、11年8月24日に国

民年金未加入者に対して加入の勧奨を行うことを目的とする「未加入期間国年適用勧奨」の対象者としてリストが作成されていることが、オンライン記録により確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の基礎年金番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から60年3月まで

両親が国民年金に加入していたこともあって、両親や当時の勤務先の美容室のオーナーに加入を勧められ、20歳の頃に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は毎月納付していた記憶があるので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の頃に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は毎月納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により昭和60年9月に払い出されていることが推認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続きを行ったものと考えられ、このことは、A市が国民年金の加入状況等を記録している国民年金収滞納リストに、申立期間について申立人が登載されていないこととも整合することから、同市では、申立期間当時、申立人を国民年金被保険者として管理していなかったものと考えられ、20歳の頃に加入し、毎月、保険料を納付していたとする申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点において、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、遡って納付したとの主張も無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から50年3月まで  
父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は区役所の集金人に納付してくれていたはずである。調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は区役所の集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間の保険料は既に時効により納付できず、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

なお、申立人は国民年金に加入した上記の時点において、時効とならず納付可能な申立期間直後の昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料を、過年度納付していることが領収済通知書により確認できる。

また、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月及び同年9月

会社を退職した直後の昭和59年8月頃、A県B市役所で国民年金の加入手続を行い、年金課窓口で申立期間の納付書を手渡され、会計課窓口で申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

なお、昭和59年9月に納付書を在中し送付されたと思われる、B市保険年金課業務係の封筒（写し）を提出する。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した直後の昭和59年8月頃、A県B市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所で申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者記録により昭和61年11月又は同年12月に払い出されたものと推認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、上記の国民年金加入時点において、時効とならず遡及納付が可能であった申立期間直後の昭和59年10月から61年3月までの国民年金保険料を、61年12月26日に過年度納付していることがオンライン記録により確認できるものの、この納付時点では申立期間は既に時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、「申立期間に後続する国民年金保険料の納付書か何かが、

昭和 59 年 9 月 12 日付けで B 市保険年金課業務係から郵送された。」として当該封筒の（写し）を提出しているが、同市では、「同係は、国民年金の担当ではなく、国民健康保険を所管していた。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から61年3月まで

私は、昭和53年10月に勤めていた会社を退職し、A市B区役所C支所に国民健康保険加入の相談に行った際に、国民年金も強制加入だから加入するように指導され、加入手続を行った。国民年金保険料は妻が二人分を一緒に納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年10月頃に国民年金の加入手続を行い、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から昭和61年4月に払い出されたものと推認できることから、申立人はこの頃国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立内容とは符合しない。

また、申立人が所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日 昭和61年4月1日」と記載されており、このことは、A市が国民年金の加入状況等を記録している国民年金収滞納リストの記録及びオンライン記録とも一致していることから、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、昭和53年10月に勤務先の会社を退職した時点において、既に厚生年金保険加入期間が259か月あり、同年金保険の受給資格期間を満たしていたことから、申立期間については、国民年金への加入義務

は無く、61年4月の基礎年金制度導入に伴い強制加入となったものである。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料納付を示す根拠であるとして、昭和53年、54年、58年、60年及び61年の確定申告書控え（写し）を提出しているが、一部について納付記録が確認できる61年を除き、上記のとおり、申立人が国民年金に加入する以前のものである上、いずれも税務署の受付印及び申請者氏名欄の押印が無いなど申立期間の保険料納付を裏付ける関連資料とみることができない。

加えて、申立人の妻又は申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、同手帳記号番号払出簿検索システムによりD県内全てについて、「E（漢字）」及び「F（カナ）」で検索し、オンライン記録により、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月から8年2月までの期間、同年5月から同年10月までの期間及び9年10月から13年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年9月から8年2月まで  
② 平成8年5月から同年10月まで  
③ 平成9年10月から13年1月まで

私が20歳になった平成7年\*月頃、国民年金の案内が届いたことを記憶しており、加入手続を行い、郵便局で申立期間①の国民年金保険料を納付したと思う。また、申立期間②及び③については、それぞれ会社を退職後直ぐに納付書が届き、定期的に郵便局で保険料を納付していたはずであり、未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年\*月頃、国民年金の案内が届いたのを契機に、国民年金の加入手続を行い、申立期間①、②及び③の国民年金保険料は、定期的に郵便局で納付していたと主張している。

しかしながら、A市が昭和51年4月から平成12年3月までの国民年金の加入状況及び国民年金保険料納付状況等を記録している国民年金収滞納リストに申立人は登載されておらず、申立期間①、②及び③のうち、平成9年10月から12年3月までは、同市において国民年金の被保険者として管理されていなかったものと考えられ、申立内容とは符合しない。

また、上記のことは、申立期間①、②及び③に係る申立人の国民年金被保険者資格が、平成12年11月16日に遡って追加されたものであることが

オンライン記録において確認できることと符合し、追加処理がなされるまでは、申立期間は国民年金に未加入の期間である上、追加時点では、申立期間①、②及び③のうち、9年10月から10年9月までについては、既に時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間③のうち、平成10年10月から12年3月までは、上記の被保険者資格追加時点において、過年度納付は可能であるものの、申立人から遡って納付したとの主張は無く、12年4月から13年1月までについて、現年度納付は可能であるものの、当該期間に係る納付書は月ごとに作成され、光学式文字読取機（OCR）により納付記録として入力されることから、納付記録全てが漏れるとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 京都国民年金 事案 2343 (事案 1790 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から47年4月までの期間及び同年9月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から47年4月まで  
② 昭和47年9月から53年3月まで

私が所持する2冊の年金手帳には、国民年金手帳記号番号を交付した日として、私の20歳の誕生日の前日である昭和45年\*月\*日と記載されており、これは、父親がA県B郡C町役場(現在は、D市)で私の国民年金の加入手続を行ってくれた日である。律儀な両親が、弟の国民年金保険料を弟が22歳の時から納付し、私の保険料は、私が20歳の時から納付しなかったとは考えられない上、年金手帳に記載されていることは真実と思い、再申立てを行う。

### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、i) 国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年10月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しないこと、ii) 申立人が国民年金に加入した時点において、申立期間①の全部及び申立期間②の一部は、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、申立人からは遡って保険料を納付したとの主張も無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成22年6月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、所持する年金手帳に、「初めて被保険者となった日」として昭和45年\*月\*日と記載されていることから、申立人の父親は、この日にC町役場で国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号が交付されたものであり、律儀な両親の性格からみて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付しないとは考えられないとして、再申立てを行っている。

しかしながら、上述のとおり、申立人の国民年金への加入手続時期は、昭和53年10月頃である上、申立人が主張する年金手帳に記載された「昭和45年\*月\*日」の日付は、加入手続日やその日以降の国民年金保険料納付の事実を表すものではなく、その日が国民年金の被保険者資格取得日となることを示すものであることから、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 京都国民年金 事案 2344

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月、同年12月、6年11月、7年10月、10年3月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年11月及び同年12月  
② 平成6年11月  
③ 平成7年10月  
④ 平成10年3月  
⑤ 平成10年12月

申立期間①から⑤までの国民年金保険料は、妻の分と一緒に口座振替により納付しており、残高不足で引落しができなかった時には、納付書が送付されてきたので、その月中に必ず納付していた。調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料は申立人の妻の分と一緒に口座振替により納付しており、口座振替できなかった場合には、送付されてくる納付書により納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①から⑤までについて、A市では、口座振替により納付している国民年金保険料の納付が確認されなかった場合、翌月に納付書を送付することとしているが、同市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間は、いずれも納付済みとなっていないことから、現年度納付されなかったものと考えられる。

なお、申立人の妻も、申立人と同一の口座から口座振替により国民年金保険料を納付しているが、同市の国民年金収滞納リストにおいて、申立期

間①から⑤までの保険料納付が確認できない。

また、申立期間①から⑤までについて、現年度納付がなされなかった場合、社会保険事務所（当時）において納付書を作成し、送付することとなるが、オンライン記録において未納となっていることが確認できる。

さらに、申立期間当時、A市が送付する国民年金保険料の現年度納付書及び社会保険事務所が送付する過年度納付書は、いずれもコンピュータにより作成され、光学式文字読取機（OCR）により納付記録として入力されることから、申立期間の保険料納付記録が全て漏れるとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①から⑤までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑤までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 21 日から 39 年 8 月 11 日まで  
私の年金記録によると、A工場の厚生年金保険加入期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A工場の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、B年金事務所が保管する申立人に係る脱退手当金裁定請求書に記載された住所は、申立人が結婚前に別の事業所で住込みで働いていたと供述している当時の住所地と一致しているほか、「受付 昭和 39. 11. 2 B社会保険事務所」及び「小切手 40. 2. 24 交付済」の押印が確認できる。

また、A工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱退手当金」の押印が有る上、申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和40年2月24日に支給されており、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、当該裁定請求書によると、未請求の被保険者期間に係る事業所名が記載されていないことが確認でき

るほか、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者から申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 2 月 1 日から 39 年 12 月 1 日まで  
② 昭和 43 年 2 月 1 日から 47 年 10 月 1 日まで  
申立期間について、脱退手当金を受けたことになっているが、受け取った記憶がないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の株式会社A及び申立期間②のB株式会社の両申立期間に係る脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱 48.8.28」の表示があるとともに、申立期間の脱退手当金の額は、支給額に計算上の誤りは無く、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人の当該脱退手当金の支給時点において、二つの未請求の厚生年金保険被保険者期間が存在するものの、そのうちの一つは申立期間①と同一事業所で同じ被保険者記号番号の厚生年金保険被保険者期間であるが、当該期間については、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の生年月日が誤って昭和 19 年 3 月 27 日（申立人は昭和 19 年\*月\*日生）と記録されていることから、別人として扱われ、脱退手当金の算定に含まれなかったものと考えられ、残りの一つの被保険者期間は申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把

握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 7 月 1 日から同年 11 月 26 日まで  
② 昭和 38 年 12 月 1 日から 46 年 2 月 11 日まで  
申立期間の厚生年金保険加入期間は、脱退手当金を受給していないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①のA組合及び申立期間②のB組合の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、C年金事務所には、申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、A組合及びB組合の被保険者期間（申立期間と同一）について、併せて脱退手当金を請求していることが確認できる。

また、脱退手当金裁定請求書には、「受付 46. 5. 10」、「現金支払済 46. 7. 16」の押印が有るとともに、同裁定請求書の裏面には、昭和 46 年 7 月に申立人の母が申立人の脱退手当金を代理受領した旨の署名及び押印が確認できる。

さらに、B組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表示が有る上、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 46 年 7 月 16 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、当該裁定請求書によると、

未請求の被保険者期間に係る事業所名が記載されていないことが確認できるほか、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月 2 日から 43 年 9 月 21 日まで  
脱退手当金制度が有ることすら知らなかったので、申立期間について脱退手当金を請求していない。申立期間の脱退手当金も受け取った記憶が無いので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aの申立期間に係る脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示の記載が確認できる。

また、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、当該脱退手当金は、申立人の資格喪失日（昭和 43 年 9 月 21 日）から約 2 か月後に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえず、ほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さやうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月 1 日から 54 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 54 年 9 月 1 日から 57 年 8 月 2 日まで

昭和 53 年 4 月 1 日から 54 年 8 月 31 日まで、株式会社Aで正社員として事務の仕事をしてきたが厚生年金保険の加入記録が無い。同社発行の勤務証明があるので申立期間①を加入期間として認めてほしい。また、54 年 9 月 1 日から 57 年 10 月 25 日まで有限会社Bに正社員として事務等の仕事で勤務したが同年 8 月 2 日からしか厚生年金保険の加入記録が無いので、勤務していた全期間を加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社Aが発行している勤務証明及び同社に勤務をしていた複数の元同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立期間の一部期間に申立人が当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、株式会社Aの事業主は、勤務証明に記載している勤務期間について「詳しくは私も覚えていない。バイトか正社員かは定かではないが、勤めていたことは確かなので証明した。また、申立期間当時の賃金台帳等の関連資料は保管されていない。」と回答していることから、申立人に係る申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、株式会社Aの事業主は、「申立期間当時は、女子社員は、家内以外には一人しか雇用していない。」と回答しており、申立人の前任者と思われる元同僚は、「昭和 54 年 4 月 28 日まで勤務をしていた。」と供述し、供述

どおりオンライン記録で当日までの厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、申立人が申立期間のうち昭和 53 年 4 月 1 日から 54 年 4 月 28 日までの期間において、同社に勤務していたことについて確認することができない。

さらに、上記の複数の元同僚に照会したが、申立人の申立期間における正確な勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる回答を得ることができない上、申立人の株式会社 A における雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、株式会社 A に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険証の整理番号が連続しており、欠番も見られないため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②について、有限会社 B の現事業主の回答及び同社に勤務をしていた複数の元同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立期間当時に申立人が当該事業所に勤務をしていたことが推認できる。

しかしながら、有限会社 B の現事業主は、「申立期間当時の賃金台帳等の関連資料は保管していない。」と回答していることから、申立人に係る申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記の複数の元同僚に照会したが申立人の正確な勤務期間及び厚生年金保険料の控除を確認できる回答を得ることができない。

さらに、有限会社 B に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険証の整理番号が連続しており、欠番も見られないため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人の有限会社 B における雇用保険の資格取得日は、昭和 57 年 8 月 21 日となっており、申立期間②における雇用保険の加入記録を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月 1 日から 41 年 11 月 16 日まで  
② 昭和 43 年 10 月 14 日から 45 年 8 月 25 日まで  
申立期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受給した覚えが無いので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社の申立期間に係る脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、B年金事務所の保管する申立人の脱退手当金裁定請求書には、「支払済 45. 9. 30 B」の押印があることから、昭和 45 年 9 月 30 日に脱退手当金が支給されたことが確認できる。

また、申立期間に係るA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表示が有る上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和 45 年 9 月 30 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている株式会社Cでの厚生年金保険被保険者期間があり、当該未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは同一記号番号で管理されているが、前述のとおり資格喪失日から約1か月後に脱退手当金が支給されている上、元同僚は「経理担当者に脱退手当金の請求手続をしてもらった。」と回答し

ていることから、事業所による代理請求があった可能性が考えられ、申立人から別事業所における勤務の申出が無い場合、代理請求者が別事業所を把握することは困難であることを踏まえると、支給されていない期間が存在することが不自然であるとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 8 月 1 日から 14 年 5 月 26 日まで  
保管している給与明細書に記載されている総支給額に比べ、標準報酬月額の記録がかなり低くなっているのを調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の株式会社Aに係る標準報酬月額の記録が、所持している給与支払明細書の給与総支給額に比べて低く記録されていると主張している。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち給与支払明細書を所持している平成 7 年 8 月から 9 年 5 月までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額を上回っている給与が支給されているものの、控除された厚生年金保険料から算出される標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回る額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成 9 年 6 月から 14 年 4 月までの期間について

は、申立人は給与支払明細書を所持しておらず、申立人の報酬月額及び給与から控除された厚生年金保険料を確認することができない。

さらに、株式会社Aは既に解散しており、申立期間当時の事業主の所在も不明の上、関連資料も無いため、申立人の報酬月額及び給与から控除された厚生年金保険料を確認することができない。

加えて、株式会社Aの同僚は、申立期間当時は実際の報酬額よりも低額の報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出て、保険料負担を軽減する風潮があった旨供述している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 11 月 24 日から 40 年 1 月 11 日まで  
A株式会社(現在は、B株式会社)C工場及び同社D工場の厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受給した記録となっているが、受給した記憶が無いので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社C工場及び同社D工場の申立期間に係る脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、E年金事務所には、申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、A株式会社の被保険者期間(申立期間と同一)について脱退手当金の請求をしていることが確認できる。

また、当該裁定請求書には、「受付 42. 7. 25」、「現金支払済 42. 12. 12」の押印が有るとともに、申立人の署名及び押印が確認できる。

さらに、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表示が有る上、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないと認め、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、前述の脱退手当金裁定請求書によると、当該未請求となっている被保険者期間に係る事業所名が記載されていないことが確認できる上、未請求の被保険者期間と申立期間で

ある被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者から申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 1 日から 41 年 3 月 1 日まで  
A社B支社に勤務していた昭和 35 年 11 月 10 日から 41 年 3 月 1 日までの厚生年金保険加入期間は、脱退手当金を受給したことにされているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が有る上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人から聴取しても請求及び受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別の番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがう。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月22日から43年10月31日まで  
② 昭和44年10月23日から44年11月26日まで  
③ 昭和44年11月28日から45年1月5日まで  
④ 昭和46年1月21日から50年7月1日まで

私は、A株式会社、株式会社B、C株式会社及びD株式会社の脱退手当金を受給していない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社、株式会社B、C株式会社及びD株式会社の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、E年金事務所が保管する申立人の脱退手当金裁定請求書において、「受付 50. 8. 6 E 社会保険事務所」、「隔地支払済 50. 10. 8」が押印されており、当該請求書に添付されている厚生年金保険被保険者記録（回答）から上記4事業所における被保険者期間の記録が計算の基礎とされていることが確認できる。

また、D株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示があるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和50年10月8日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと認め、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人は申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金被保険者期間が有るが、上記脱退手当金裁定請求書には、当該未請求の被保険者期間が記載されていないことが確認できる上、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であることを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 20 日から 35 年 10 月 5 日まで  
脱退手当金が支給済みになっていることを知ったが、受給した記憶は無いので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の A 有限会社に係る厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がされているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 35 年 12 月 26 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、上記被保険者名簿において、申立人の資格喪失日前後に被保険者資格を喪失した女性のうち、脱退手当金の受給資格である 2 年以上の被保険者期間を有する者 26 人について、その支給記録を確認したところ、申立人を含む 18 人に支給記録があり、そのうち 16 人は、被保険者資格喪失日から 7 か月以内に脱退手当金が支給されている上、当時は、通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人は、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの

申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 12 日から 46 年 1 月 1 日まで  
(株式会社A)

株式会社Aに係る脱退手当金が支給済みになっていることを知ったが、退職後1年以上も後に脱退手当金を受給した記憶がないので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aの申立期間に係る脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、申立人は退職後の昭和 46 年 10 月に婚姻し、年金事務所が保管する申立人の脱退手当金裁定請求書において、氏名については婚姻後の氏名である「B (漢字)」と記載され、住所地は婚姻後の住所で申請されており、「受付 47. 3. -7 C 社会保険事務所」の押印が有り、脱退手当金計算書には「決裁 47. 4. 12」「給付 47. 4. 12」と押印されている上、脱退手当金の支給額には計算上の誤りは無く、47 年 4 月 19 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと認められ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和 46 年 1 月 1 日に資格喪失したことが確認できるが、備考欄には「氏名変更 47. 4」の記載が読み取れることから、申立人の氏名はこの時期に変更が行われたと考えられ、申立期間の脱退手当金が昭和 47 年 4 月 19 日に支給されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏

名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、上記名簿の申立人の備考欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の押印が確認できる。

なお、申立人には、申立期間の前後に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されている上、上記脱退手当金裁定請求書には、当該未請求の被保険者期間が記載されていないことが確認でき、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。